

四日市市組織機構の改編に伴う整備規則をここに公布する。

令和5年3月29日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第34号

四日市市組織機構の改編に伴う整備規則

(四日市市災害対策本部に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 四日市市災害対策本部に関する条例施行規則(平成20年四日市市規則第62号)の一部を次のように改正する。

改正後				
別表第1 (第5条及び第6条関係)				
部名	部長	班名	班長	所掌事務
(略)				
健康福祉部	健康福祉部長	健康福祉総務班	<u>福祉総務課長</u> (福祉総務課) (保護課) (高齢福祉課) (介護保険課) (障害福祉課) <u>(保険年金課)</u>	(略)
		医療保健班	健康づくり課長 (健康づくり課) <u>(保健企画課)</u> (保健予防課)	
		衛生班	衛生指導課長 (衛生指導課) (食品衛生検査	

類		ミリ メー トル	(別 掲)			課	数
(略)							
	四日市市之 印	方1 8	1の1 0	れい 書	保健所において 市名をもってす る文書	<u>保健所保 健企画課</u>	1
(略)							
	社会福祉事 務所印	方2 1	7	〃	社会福祉事務所 名をもってする 文書	<u>福祉総務 課</u>	1
(略)							
	保健所之印	方2 1	16の 2	〃	保健所名をもつ てする文書	<u>保健所保 健企画課</u>	1
(略)							
	応急診療所 印	方2 1	17の 5	〃	応急診療所名を もってする文書	<u>保健企画 課</u>	1
(略)							
	保健所専用 四日市市長 印	方2 1	25の 7	〃	保健所において 市長名をもって する一般文書	<u>保健所保 健企画課</u>	1
(略)							
	社会福祉事 務所長印	方2 1	34	〃	社会福祉事務所 長名をもってす る文書	<u>福祉総務 課</u>	1
(略)							
	社会福祉事 務所長職務 代理者印	方2 1	35	〃	社会福祉事務所 長職務代理者名 をもってする文 書	<u>福祉総務 課</u>	1
(略)							

	保健所長印	方1 8	38	〃	保健所長名をも ってする文書	保健所保 健企画課	1
	保健所長職 務代理者印	方1 8	38の 2	〃	保健所長職務代 理者名をもって する文書	保健所保 健企画課	1
(略)							

改正前							
別表（第4条関係）							
種類	名称	寸法 ミリ メー トル	ひな形 (別 掲)	書体	使用区分	公印管守 課	個 数
(略)							
	四日市市之 印	方1 8	1の1 0	れい 書	保健所において 市名をもってす る文書	保健所保 健予防課	1
(略)							
	社会福祉事 務所印	方2 1	7	〃	社会福祉事務所 名をもってする 文書	健康福祉 課	1
(略)							
	保健所之印	方2 1	16の 2	〃	保健所名をもっ てする文書	保健所保 健予防課	1
(略)							
	応急診療所 印	方2 1	17の 5	〃	応急診療所名を もってする文書	健康福祉 課	1
	保健所専用 四日市市長	方2 1	25の 7	〃	保健所において 市長名をもって	保健所保 健予防課	1

	印				する文書		
(略)							
	社会福祉事務 所長印	方 2 1	3 4	〃	社会福祉事務 所長名をもつて する文書	健康福祉 課	1
(略)							
	社会福祉事 務所長職務 代理者印	方 2 1	3 5	〃	社会福祉事務 所長職務代理者 名をもつてする 文書	健康福祉 課	1
(略)							
	保健所長印	方 1 8	3 8	〃	保健所長名をも つてする文書	保健所保 健予防課	1
	保健所長職 務代理者印	方 1 8	3 8 の 2	〃	保健所長職務代 理者名をもつて する文書	保健所保 険予防課	1
(略)							

(四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第 3 条 四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和 6 2 年四日市市規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	
別表第 1（第 3 条関係）	
等級別基準職務表（行政職給料表及び医療職給料表）	
職務の級	基準となる職務
(略)	
8 級	(1) 市長の事務部局の次長、社会福祉事務所長、保健所長、保健所副所長、人権行政監、法令遵守推進監、検査監、廃棄物対策監、 <u>治水対策監及びふるさと納税・シティプロモーション戦略プロデ</u>

	<p><u>ユーザーの職務</u></p> <p>(2)から(9)まで (略)</p>
7 級	<p>(1) 市長の事務部局の課長、東京事務所長、職員研修所長、人権センター所長、地区市民センター館長、あさけプラザ館長、<u>新型コロナワクチン対策室長</u>、食品衛生検査所長、あけぼの学園長、四日市公害と環境未来館長及び副館長並びに会計管理課長の職務</p> <p>(2)から(9)まで (略)</p>
6 級	<p>(1) 市長の事務部局の課(室・所・場)長補佐、グループリーダー、地域防災調整監、危機管理企画監、中核市推進室長、<u>ふるさと納税推進室長</u>、働き方改革推進室長、人権プラザ館長、総合会館長、市民・消費生活相談室長、多文化共生推進室長、男女共同参画センター所長及び副所長、市民窓口サービスセンター所長、マイナンバーカードサービスセンター所長、福祉監査室長、三重北勢健康増進センター館長、保険料収納室長、青少年育成室長、こども子育て交流プラザ館長、こども施設再編推進室長、<u>幼児教育センター所長</u>、保育園長、こども園長、ハーフマラソン準備室長、地場産業振興センター所長、食肉センター場長、食肉地方卸売市場長、農業センター所長、廃棄物対策室長、清掃事業所長、北大谷斎場長並びに公共交通推進室長の職務</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>(4) 教育委員会の事務部局の課長補佐、グループリーダー、博物館副館長補佐、幼稚園長、<u>学校給食センター所長</u>及び登校サポートセンター所長の職務</p> <p>(5)から(7)まで (略)</p>
(略)	

改正前	
別表第 1 (第 3 条関係)	
等級別基準職務表 (行政職給料表及び医療職給料表)	
職務の級	基準となる職務

(略)	
8 級	(1) 市長の事務部局の次長、社会福祉事務所長、保健所長、保健所副所長、人権行政監、法令遵守推進監、検査監、廃棄物対策監及び <u>治水対策監</u> の職務 (2)から(9)まで (略)
7 級	(1) 市長の事務部局の課長、東京事務所長、 <u>新型コロナウイルス感染症対策室長</u> 、職員研修所長、人権センター所長、地区市民センター館長、あさけプラザ館長、食品衛生検査所長、あけぼの学園長、四日市公害と環境未来館長及び副館長並びに会計管理課長の職務 (2)から(9)まで (略)
6 級	(1) 市長の事務部局の課(室・所・場)長補佐、グループリーダー、地域防災調整監、危機管理企画監、中核市推進室長、働き方改革推進室長、人権プラザ館長、総合会館長、市民・消費生活相談室長、多文化共生推進室長、男女共同参画センター所長及び副所長、市民窓口サービスセンター所長、マイナンバーカードサービスセンター所長、福祉監査室長、三重北勢健康増進センター館長、保険料収納室長、青少年育成室長、こども子育て交流プラザ館長、こども施設再編推進室長、保育園長、こども園長、 <u>総合体育館管理室長</u> 、ハーフマラソン準備室長、地場産業振興センター所長、食肉センター場長、食肉地方卸売市場長、農業センター所長、廃棄物対策室長、清掃事業所長、北大谷斎場長並びに公共交通推進室長の職務 (2)及び(3) (略) (4) 教育委員会の事務部局の課長補佐、グループリーダー、博物館副館長補佐、幼稚園長及び登校サポートセンター所長の職務 (5)から(7)まで (略)
(略)	

(四日市市応急診療所条例施行規則の一部改正)

第4条 四日市市応急診療所条例施行規則(昭和50年四日市市規則第29号)の一

部を次のように改正する。

改正後	改正前
(事務処理) 第6条 診療所に係る事務の処理は、健康福祉部 <u>保健企画課</u> の所管とする。	(事務処理) 第6条 診療所に係る事務の処理は、健康福祉部 <u>健康福祉課</u> の所管とする。

(四日市市応急診療所事故対策委員会規則の一部改正)

第5条 四日市市応急診療所事故対策委員会規則(昭和50年四日市市規則第31号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(組織) 第4条 委員会の委員は、健康福祉部を所管する副市長、 <u>保健衛生担当部長</u> 、四日市医師会長及び同会副会長をもって充てる。ただし、特に必要があるときは、学識経験者を加えることができる。	(組織) 第4条 委員会の委員は、健康福祉部を所管する副市長、 <u>健康福祉部長</u> 、四日市医師会長及び同会副会長をもって充てる。ただし、特に必要があるときは、学識経験者を加えることができる。

(四日市市歯科医療センター運営委員会設置規則の一部改正)

第6条 四日市市歯科医療センター運営委員会設置規則(平成8年四日市市規則第43号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第10条 委員会の庶務は、健康福祉部 <u>保健企画課</u> において処理する。	(庶務) 第10条 委員会の庶務は、健康福祉部 <u>健康福祉課</u> において処理する。

(四日市市歯科医療センター事故対策委員会設置規則の一部改正)

第7条 四日市市歯科医療センター事故対策委員会設置規則(平成8年四日市市規則第44号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第3条 委員会の委員は、健康福祉部を所管する副市長、<u>保健衛生担当部長</u>、四日市歯科医師会長、四日市歯科医師会事故対策担当理事者代表をもって充て、市長が委嘱し、又は任命する。ただし、特に、市長が必要があると認めたときは、学識経験者、四日市医師会代表者及び四日市歯科医師会代表者を臨時委員として委嘱することができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第10条 委員会の庶務は、健康福祉部 <u>保健企画課</u>において処理する。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 委員会の委員は、健康福祉部を所管する副市長、<u>健康福祉部長</u>、四日市歯科医師会長、四日市歯科医師会事故対策担当理事者代表をもって充て、市長が委嘱し、又は任命する。ただし、特に、市長が必要があると認めたときは、学識経験者、四日市医師会代表者及び四日市歯科医師会代表者を臨時委員として委嘱することができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第10条 委員会の庶務は、健康福祉部 <u>健康福祉課</u>において処理する。</p>

(四日市市福祉監査室に関する規則の一部改正)

第8条 四日市市福祉監査室に関する規則（平成29年四日市市規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(所管)</p> <p>第2条 室は、健康福祉部<u>福祉総務課</u>の所管とする。</p>	<p>(所管)</p> <p>第2条 室は、健康福祉部<u>健康福祉課</u>の所管とする。</p>

(四日市市消防本部の組織に関する規則の一部改正)

第9条 四日市市消防本部の組織に関する規則（昭和59年四日市市規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前

別表（第8条関係）

組織		事務分掌
予 防 保 安 課	安 全 指 導 係	(1)から(6)（略） (7) 危険物施設の火災及び事故発生の届出に関する こと。 (8) その他安全指導に関する こと。
	予 防 係	(1)（略） (2) 消防用設備の指導及び 検査に関すること。 (3) 防火・防災管理者に関する こと。 (4) 液化石油ガスに関する こと。 (5) ガス用品及び液化石油 ガス器具等に関すること。 (6) 防火協会及び関係団体 に関すること。 (7) その他火災予防に関する こと。 (8) 課の庶務に関すること。
	保	(1)から(3)まで（略）

別表（第8条関係）

組織		事務分掌
予 防 保 安 課	安 全 指 導 係	(1)から(6)（略） (7) <u>危険物施設の定期点検 及び保安検査等に関する こと。</u> (8) 危険物施設の火災及び 事故発生の届出に関する こと。 (9) その他安全指導に関する こと。
	予 防 係	(1)（略） (2) <u>防火管理の講習に関する こと。</u> (3) <u>防災管理の講習に関する こと。</u> (4) 消防用設備の指導及び 検査に関すること。 (5) 液化石油ガスに関する こと。 (6) ガス用品及び液化石油 ガス器具等に関すること。 (7) 防災協会及び関係団体 に関すること。 (8) その他火災予防に関する こと。 (9) 課の庶務に関すること。
	保	(1)から(3)まで（略）

安 係	<p>(4) <u>危険物施設の定期点検及び保安検査等に関すること。</u></p> <p>(5) 危険物施設に係る関係機関への連絡に関すること。</p> <p>(6) <u>その他保安に関すること。</u></p>	安 係	<p>(4) 危険物施設に係る関係機関への連絡に関すること。</p> <p>(5) <u>その他保安に関すること。</u></p>
--------	--	--------	---

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(総務部総務課)